

所沢市自治基本条例原案、議会修正素案、修正理由（平成22年12月24日）

原 案	議会修正素案	修正理由
<p>所沢市自治基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 自治の基本理念及び基本原則（第4条・第5条）</p> <p>第3章 市民等（第6条－第9条）</p> <p>第4章 市議会及び議員（第10条・第11条）</p> <p>第5章 市長及び職員（第12条－第14条）</p> <p>第6章 情報の公開及び共有（第15条－第17条）</p> <p>第7章 参加及び協働（第18条－<u>第22条</u>）</p> <p>第8章 市政運営（<u>第23条－第29条</u>）</p> <p>第9章 国、県、他自治体等との連携等（<u>第30条－第32条</u>）</p> <p><u>第10章 基地対策（第33条）</u></p> <p><u>第11章 所沢市自治基本条例推進委員会（第34条）</u></p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち所沢は、武蔵野台地にあり、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、旧石器時代の人々の生活を示す砂川遺跡や、江戸時代</p>	<p>所沢市自治基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 自治の基本理念及び基本原則（第4条・第5条）</p> <p>第3章 市民等（第6条－第9条）</p> <p>第4章 市議会及び議員（第10条・第11条）</p> <p>第5章 市長及び職員（第12条－第14条）</p> <p>第6章 情報の公開及び共有（第15条－第17条）</p> <p>第7章 参加及び協働（第18条－<u>第21条</u>）</p> <p>第8章 市政運営（<u>第22条－第28条</u>）</p> <p>第9章 国、県、他自治体等との連携等（<u>第29条－第30条</u>）</p> <p><u>第10章 所沢市自治基本条例推進委員会（第31条）</u></p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち所沢は、武蔵野台地にあり、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、旧石器時代の人々の生活を示す砂川遺跡や、江戸時代</p>	<p>○通則的な修正</p> <p>「信託」を「負託」に修正</p> <p>【理由】</p> <p>信託は、本来は財産管理を任せるための用語から発しており、市民と政治との関係を規定する用語としては、負託という用語が、市民が市長や議員に対して、責任を負わせるという意味を有しておりふさわしい。</p> <p>「市及び市議会」を「市」に修正</p> <p>【理由】</p> <p>市という概念の中に、執行機関である市長その他執行機関と、議事機関である議会が含まれているべき。</p> <p>「市」の一部を、「市長その他執行機関」に修正</p> <p>【理由】</p> <p>前項の「市及び市議会」を「市」に修正したことから、「市」と表記しながら、もっぱら執行権を有する事項に係る条文については、「市長その他執行機関」に変更。</p>

<p>に開拓された三富新田などの土地が広がります。また、鎌倉街道の拠点として発展し、織物やさつまいも、茶などを産み出し、<u>明治時代には日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の地であるなど、歴史と文化に育まれたまちです。</u></p> <p>首都圏30キロメートルという立地条件の良さから、県南西部の中核的な都市として発展し、うるおいの文化都市をめざしてきました。その反面、雑木林に象徴される武蔵野の豊かな自然は開発により徐々に減少し、また、産業廃棄物処分をめぐるダイオキシン等の環境問題が顕在化し、これらの対策に<u>市民、市議会及び市</u>が一体となって取り組んできました。</p> <p>わたしたちは、<u>人類共通の願いである平和な社会を守りながら、住んでいることに誇りを持ち、</u>今後も住み続けたいまち所沢を実現するために、市民一人ひとりが互いに助け合い、協力し合って、「子どもとみどりを育み、すべての人を大切にするまち所沢」をつくっていきます。</p> <p><u>そのためには、市民自らが、主体的かつ積極的に市政に参加し、市及び市議会は市民の信託に応え、市民と情報を共有し、協働してまちづくりを進めなければなりません。</u></p> <p><u>わたしたち所沢市民は、こうした考え方を共有し、すべての市民が主役となって市民自治によるまちづくりを推進していくために、ここに所沢市</u></p>	<p>に開拓された三富新田などの土地が広がります。また、鎌倉街道の拠点として発展し、織物やさつまいも、茶などを産み出し、日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の地であるなど、歴史と文化に育まれたまちです。</p> <p>首都圏30キロメートルという立地条件の良さから、県南西部の中核的な都市として発展し、うるおいの文化都市をめざしてきました。その反面、雑木林に象徴される武蔵野の豊かな自然は開発により徐々に減少し、また、産業廃棄物処分をめぐるダイオキシン等の環境問題が顕在化し、これらの対策に<u>市民、市（市議会、市長その他執行機関）</u>が一体となって取り組んできました。</p> <p>わたしたちは、<u>所沢市平和都市宣言の趣旨に基づき、人類共通の願いである平和な社会を守りながら、住んでいることに誇りを持ち、</u>今後も住み続けたいまち所沢を実現するために、市民一人ひとりが互いに助け合い、協力し合って、「子どもとみどりを育み、すべての人を大切にするまち所沢」をつくっていきます。</p> <p>市民自らが、主体的かつ積極的に市政に参加し、<u>市は市民の負託に応え、市民と情報を共有し、市民が主役となって自治を進める市民自治によるまちづくりを推進していくために、ここに所沢市の最高規範たるべく、所沢市自治基本条例を制定します。</u></p>	<p>「明治時代には」は、削除してもなんら立法趣旨に反しない冗長な表現であるため削除。</p> <p>（基地対策）原案の第33条を削除したため、所沢市平和都市宣言の文言を挿入し、基地問題について前文で言及。</p> <p>市民自治の定義がないため、「市民が主役となって自治を進める市民自治」と市民自治の説明的表現を加えた。</p> <p>最高規範であることを規定するのではなく、最高規範を目指すという表現に改めた。</p>
---	---	---

<p>の最高規範として、<u>所沢市自治基本条例</u>を制定します。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、所沢市（以下「本市」といいます。）の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民等の権利、責務及び役割、<u>市及び市議会</u>の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を定め、これらの着実な実行を通じて市民自治を実現し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p><u>(最高規範性)</u></p> <p>第2条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民等、<u>市及び市議会</u>はこの条例を遵守しなければなりません。</p> <p>2 <u>市及び市議会</u>は、この条例を具体化するために、他の条例等の見直しその他必要な措置を講じるよう努めるものとします。</p> <p>3 <u>市及び市議会</u>は、他の条例等の運用及び解釈並びに制定改廃に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。</p> <p>(定義)</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、所沢市（以下「本市」といいます。）の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民等の権利、責務及び役割、<u>市</u>の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を定め、これらの着実な実行を通じて市民自治を実現し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p><u>(この条例の位置づけ)</u></p> <p>第2条 この条例は、本市の自治に関する基本的規範であり、市民等、<u>市</u>はこの条例を遵守しなければなりません。</p> <p>2 <u>市は、他の条例等の運用及び解釈並びに制定改廃に当たっては、この条例との整合を図るなど、その他必要な措置を講じるよう努めるものとします。</u></p> <p><u>(第2項に統合)</u></p> <p>(定義)</p>	<p>最高規範性については表現を弱めていく方向で修正を行った。タイトルも（この条例の位置づけ）に変更。</p> <p>表現の冗長性を修正するため、第2項と第3項を統合。</p>
--	--	--

<p>第3条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 <u>本市に住んでいる者、働く者及び学ぶ者をいいます。</u></p> <p>(2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいいます。</p> <p>(3) 地域コミュニティ <u>自治会等の地縁による団体及びボランティア、NPO（非営利団体をいいます。）その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するものをいいます。</u></p> <p>(4) 市民等 市民、事業者及び地域コミュニティをいいます。</p> <p>(5) 市 市長その他執行機関をいいます。</p> <p>(6) 参加 まちづくりに関して、市民等が意見及び提案を述べ、又は計画の企画立案、実施、評価及び見直しに、主体的に関わることをいいます。</p> <p>(7) 協働 市民等、市及び市議会が、まちづくりの推進のために情報を共有し、対等な立場で連携し、協力して取り組むことをいいます。</p>	<p>第3条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 <u>本市に住んでいる者をいいます。</u></p> <p>(2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいいます。 <u>(削除)</u></p> <p>(3) 市民等 市民、市外在住者で、本市で働く者及び学ぶ者、事業者及び地域コミュニティをいいます。</p> <p>(4) 市 <u>市議会及び市長その他執行機関をいいます。</u></p> <p>(5) (4) a <u>まちづくり 市民福祉の増進のために行われる公共的活動の総体をいいます。</u></p> <p>(6) (4) b <u>市政 まちづくりのうち市が担うものをいいます。</u></p> <p>(7) (5) 参加 まちづくりに関して、市民等が意見及び提案を述べ、又は計画の企画立案、実施、評価及び見直しに、主体的に関わることをいいます。</p> <p>(8) (6) 協働 市民等、市が、<u>それぞれの役割分担に基づき、まちづくりの推進のために情報を</u></p>	<p>他の条例との整合性からいって市民の定義を拡大すると、混乱が生じることと、働く者、学ぶ者については市民等で定義しているため、市民の定義を限定化した。</p> <p>地域コミュニティについては、定義をすることによって、逆に地域コミュニティの活動の活発化を阻害する可能性もあるため、第9条（地域コミュニティ）の説明的表現に留めることとした。</p> <p>市民等については、市民は本市に住んでいる者と第1号で定義したので、働く者、学ぶ者については市外在住者とした。</p> <p>まちづくりについては、漢字で表現されている街づくりとの区別の必要性和、まちづくりと市政との関係をはっきりさせるために、この2語の定義について付け加えた。</p> <p>（自治の基本原則）協働の原則に用いられていた「それぞれの役割分担」の語句を追加。</p>
---	---	--

<p>第2章 自治の基本理念及び基本原則 (自治の基本理念)</p> <p>第4条 この条例の目的を達成するため、次のとおり自治の基本理念を定めます。</p> <p>(1) 市民は、主権者であり、自治を推進する主体です。</p> <p>(2) 市民等、<u>市及び市議会</u>は、基本的人権を尊重します。</p> <p>(3) <u>市及び市議会</u>は、市民の<u>信託</u>に応じて、市民自治を推進します。</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第5条 前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を自治の基本原則とします。</p> <p>(1) 平等の原則 市民等、<u>市及び市議会</u>は、基本的人権を尊重するとともに、すべての人に配慮するユニバーサルデザインの考え方に基づき、平等で差別のない人にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>(2) 情報共有の原則 <u>市及び市議会</u>は、市民等に市政に関する情報をわかりやすく公表し、又は提供するとともに、市民等の意見等を把握して、情報共有を進めます。</p> <p>(3) 参加の原則 市民等は、主体的な意思に基づ</p>	<p>共有し、対等な立場で連携し、協力して取り組むことをいいます。</p> <p>第2章 自治の基本理念及び基本原則 (自治の基本理念)</p> <p>第4条 この条例の目的を達成するため、次のとおり自治の基本理念を定めます。</p> <p>(1) 市民は、主権者であり、自治を推進する主体です。</p> <p>(2) 市民等、<u>市</u>は、基本的人権を尊重します。</p> <p>(3) <u>市</u>は、市民の<u>負託</u>に応じて、市民自治を推進します。</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第5条 前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を自治の基本原則とします。</p> <p>(1) 平等の原則 市民等、<u>市</u>は、基本的人権を尊重するとともに、すべての人に配慮するユニバーサルデザインの考え方に基づき、平等で差別のない人にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>(2) 情報共有の原則 <u>市</u>は、市民等に市政に関する情報をわかりやすく公表し、又は提供するとともに、市民等の意見等を把握して、情報共有を進めます。</p> <p>(3) 参加の原則 市民等は、主体的な意思に基づ</p>	<p>このことで、表現の重複を避けるため、原案の第5条(4)協働の原則は削除。</p>
--	--	---

<p>いて、市政に参加し、まちづくりを推進します。</p> <p><u>(4) 協働の原則 市民等、市及び市議会は、それぞれの役割分担及び対等な協力関係によって、共通の目的を達成するために、協働して自治を推進します。</u></p> <p><u>(5) 自立自治の原則 市及び市議会は、市民等の意見、要望等を十分に反映しながら自立した市政運営を行います。</u></p> <p>第3章 市民等 (市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。</p> <p>2 市民は、<u>市及び市議会が保有する市政に関する情報について知る権利を有します。</u></p> <p>3 市民は、市政における企画立案、実施、評価及び見直しにおけるそれぞれの過程に参加する権利を有します。</p> <p>4 市民は、前3項の権利を適正に行使するものとします。</p> <p>(市民の責務)</p>	<p>いて、市政に参加し、まちづくりを推進します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 自立自治の原則 市は、市民等の意見、要望等を十分に反映しながら自立した市政運営を行います。</u></p> <p>第3章 市民等 (市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します。</p> <p>3 市民は、市政における企画立案、実施、評価及び見直しにおけるそれぞれの過程に参加する権利を有します。</p> <p>4 市民は、前3項の権利を適正に行使するものとします。</p> <p><u>5 市民は市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。</u></p> <p>(市民の責務)</p>	<p>第3条第6項に定義として規定されており、重複する表現となるため削除。</p> <p>市民の責務の拡大解釈を防ぐため、また、参加しないことの権利を担保するために条文を付け加えた。</p>
--	--	---

<p>第7条 市民は、互いにその立場及び意見を尊重し、協力して<u>地域のまちづくり</u>の推進に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市政に参加するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持ちます。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、地域の一員であり、地域の環境に配慮するとともに、<u>市民等と協調して地域のまちづくりの発展</u>に寄与するよう努めるものとします。</p> <p>(地域コミュニティ)</p> <p>第9条 市民は、地域コミュニティの担い手であり、これを守り育てるよう努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、地域の課題解決のため、組織の活性化及びネットワークによる連携の強化に努めるものとします。</p> <p>3 <u>市</u>は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しつつ、地域の課題解決に必要な支援に努めるものとします。</p>	<p>第7条 市民は、互いにその立場及び意見を尊重し、協力してまちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市政に参加するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持ちます。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、地域の一員であり、地域の環境に配慮するとともに、<u>市民等・市とともにまちづくりの推進</u>に寄与するよう努めるものとします。</p> <p>(地域コミュニティ)</p> <p>第9条 市民は、地域コミュニティ<u>(自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体、その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの)</u>の担い手であり、これを守り育てるよう努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、地域の課題解決のため、組織の活性化及びネットワークによる連携の強化に努めるものとします。</p> <p>3 <u>市長その他執行機関</u>は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しつつ、地域の課題解決に必要な支援に努めるものとします。</p>	<p>まちづくりの定義を第3条(定義)に追加したことにより、定義との整合性を図るため、「地域の」という表現を削除。</p> <p>地域コミュニティの定義を削除したため、地域コミュニティの説明的表現を挿入。</p>
--	---	--

<p>第4章 市議会及び議員 (市議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 市議会は、この条例、所沢市議会基本条例(平成21年条例第1号)、法令等を遵守し、市民の<u>信託</u>に応えるとともに市民等の意思を市政に反映するため、議員相互間の自由闊達な討議を行い、政策立案、立法機能等の充実を図るものとします。</p> <p>2 市議会は、<u>市</u>が行う政策の適切かつ効果的な執行について監視する役割を果たします。</p> <p>3 <u>市議会は、原則としてすべての会議及び委員会を公開し、これらの結果を速やかにわかりやすく公表するなど、市民参加及び開かれた議会運営を行うものとします。</u></p> <p>4 <u>市議会は、議会報告会を開催し、市民等と意見交換を行うなど、説明責任を果たすものとします。</u></p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第11条 議員は、市民等の意見、要望等を把握し、市民の<u>信託</u>を受けた公人として、これらを市政に反映するよう努めなければなりません。</p> <p>2 <u>議員は、この条例、所沢市議会基本条例、法</u></p>	<p>第4章 市議会及び議員 (市議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 市議会は、この条例、所沢市議会基本条例(平成21年条例第1号)、法令等を遵守し、市民の<u>負託</u>に応えるとともに市民等の意思を市政に反映するため、議員相互間の自由闊達な討議を行い、政策立案、立法機能等の充実を図るものとします。</p> <p>2 市議会は、<u>市長その他執行機関</u>が行う政策の適切かつ効果的な執行について監視する役割を果たします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第11条 議員は、市民等の意見、要望等を把握し、市民の<u>負託</u>を受けた公人として、これらを市政に反映するよう努めなければなりません。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>所沢市議会では、議会基本条例が制定されているので、議会基本条例と重複する内容の条文は削除。</p> <p>議会基本条例が制定されているので、議会基本条</p>
--	--	--

<p><u>令等を遵守し、議会活動を最優先にするよう努めるものとします。</u></p> <p><u>3 議員は、議会における審議、政策立案等の充実を図るため、不断の研鑽に努めるものとします。</u></p> <p>第5章 市長及び職員 (市長の責務)</p> <p>第12条 市長は、市民等とともに自治を推進するという認識に立ち、この条例、法令等を遵守して毎年度、市政運営に関する基本方針を明らかにします。また、公正かつ誠実に職務を遂行し、進行状況等を公表するものとします。</p> <p>2 市長は、本市を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応して、市民福祉の増進を図るために効率的で効果的な市政運営を推進し、かつ、組織の整備及び活性化に努めるものとします。</p> <p>3 市長は、職員の能力の向上を図るとともに、政策形成等が活発に行われる職場環境の整備を行うものとします。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、この条例、法令等を遵守し、全体の奉仕者として公正、誠実かつ効果的に職務の遂行に努めるものとします。</p> <p>2 職員は、市民等の意見、要望等及び<u>地域課題</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 市長及び職員 (市長の責務)</p> <p>第12条 市長は、市民等とともに自治を推進するという認識に立ち、この条例、法令等を遵守して毎年度、市政運営に関する基本方針を明らかにします。また、公正かつ誠実に職務を遂行し、進行状況等を公表するものとします。</p> <p>2 市長は、本市を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応して、市民福祉の増進を図るために効率的で効果的な市政運営を推進し、かつ、組織の整備及び活性化に努めるものとします。</p> <p>3 市長は、職員の能力の向上を図るとともに、政策形成等が活発に行われる職場環境の整備を行うものとします。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、この条例、法令等を遵守し、全体の奉仕者として公正、誠実かつ効果的に職務の遂行に努めるものとします。</p> <p>2 職員は、市民等の意見、要望等及び<u>行政課題</u></p>	<p>例と重複する内容の条文は削除。</p> <p>行政の守備範囲は行政課題への対応が基本となる。ましてや協働を定義している自治基本条例において、第9条第3項に規定したように地域課題は、一義的に市民が主体的に取り組む課題。地域</p>
---	--	---

<p>に適切に対応するために、必要な知識、技能等の向上に努めるものとします。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第14条 職員は、適法かつ公正な市政運営を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知った場合は、速やかにその事実を通報しなければなりません。</p> <p>2 <u>市及び市議会</u>は、前項の規定による通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。</p> <p>第6章 情報の公開及び共有 (情報の公開及び共有)</p> <p>第15条 <u>市及び市議会</u>は、市民等の市政への参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、市政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表し、又は提供しなければなりません。</p> <p>2 市民等は、市政への参加及び協働に必要な情報の公開を<u>市及び市議会</u>に別に条例で定めるところにより請求し、公開を受けることができます。</p> <p>この場合において、市民等は、速やかにわかりやすい説明を受けることができます。</p>	<p>に適切に対応するために、必要な知識、技能等の向上に努めるものとします。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第14条 職員は、適法かつ公正な市政運営を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知った場合は、速やかにその事実を通報しなければなりません。</p> <p>2 <u>市</u>は、前項の規定による通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。</p> <p>第6章 情報の公開及び共有 (情報の公開及び共有)</p> <p>第15条 <u>市</u>は、市民等の市政への参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、市政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表し、又は提供しなければなりません。</p> <p>2 市民等は、市政への参加及び協働に必要な情報の公開を<u>市</u>に別に条例で定めるところにより請求し、公開を受けることができます。</p> <p>この場合において、市民等は、速やかにわかりやすい説明を受けることができます。</p>	<p>課題で市民が処理しきれなかった課題が行政課題となる。</p>
--	---	-----------------------------------

3 市及び市議会は、市民等の意見、要望等及び地域課題の把握に努め、市民等との情報の共有を図らなければなりません。

(説明責任)

第16条 市及び市議会は、政策の企画立案、実施、評価及び見直しに至る過程及びその内容を、市民等にわかりやすく、かつ、速やかに説明しなければなりません。

(個人情報の保護)

第17条 市及び市議会は、保有する個人情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

2 市民は、市及び市議会が保有する自らの情報について、別に条例で定めるところにより開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を求めることができます。

第7章 参加及び協働

(参加の推進)

第18条 市及び市議会は、市民等の市政への参加を推進するために、参加の方法について整備を図るほか、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、重要な政策及び計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等と地域課題

3 市は、市民等の意見、要望等及び地域課題の把握に努め、市民等との情報の共有を図らなければなりません。

(説明責任)

第16条 市は、政策の企画立案、実施、評価及び見直しに至る過程及びその内容を、市民等にわかりやすく、かつ、速やかに説明しなければなりません。

(個人情報の保護)

第17条 市は、保有する個人情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

2 市民は、市が保有する自らの情報について、別に条例で定めるところにより開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を求めることができます。

第7章 参加及び協働

(参加の推進)

第18条 市は、市民等の市政への参加を推進するために、参加の方法について整備を図るほか、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、重要な政策及び計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等と地域課題

<p>及び情報を共有し、市民等の参加に努めなければなりません。</p> <p>3 市民等、<u>市及び市議会</u>は、子どもが市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。</p> <p>(参加の方法)</p> <p>第19条 参加の方法は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民等の意見提出</p> <p>ア 市民等は、市政運営に関する自らの意見、提案等を、<u>市及び市議会</u>に提出することができます。</p> <p>イ <u>市及び市議会</u>は、市民等の意見、提案等に対して誠実に回答するものとします。</p> <p>(2) 市民等の意見聴取</p> <p>ア <u>市及び市議会</u>は、重要な施策等の策定又は改廃に当たっては、意見の反映が可能な段階で内容等を公表して、<u>パブリックコメント</u>、公聴会等により、市民等の意見を聴取し、市政に反映するよう努めるものとします。</p> <p>イ <u>市及び市議会</u>は、市民等から聴取した意見に対して誠実に回答し、その内容を公表するよう努めるものとします。</p>	<p>及び情報を共有し、市民等の参加に努めなければなりません。</p> <p>3 市民等、<u>市</u>は、子どもが市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。</p> <p>4 <u>参加に関し必要な事項は、別に条例で定め</u> <u>す。</u></p> <p>(参加の方法)</p> <p>第19条 参加の方法は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民等の意見提出</p> <p>ア 市民等は、市政運営に関する自らの意見、提案等を、<u>市</u>に提出することができます。</p> <p>イ <u>市</u>は、市民等の意見、提案等に対して誠実に回答するものとします。</p> <p>(2) 市民等の意見聴取</p> <p>ア <u>市</u>は、重要な施策等の策定又は改廃に当たっては、意見の反映が可能な段階で内容等を公表して、<u>意見提案手続き</u>、公聴会等により、市民等の意見を聴取し、市政に反映するよう努めるものとします。</p> <p>イ <u>市</u>は、市民等から聴取した意見に対して誠実に回答し、その内容を公表するよう努めるものとします。</p>	<p>いまだ成文化されていない条例を敢えて、条文として独立させる必要性が弱いため、原案の第20条（市民参加条例）を本条（参加の推進）第4項へと移動した。</p> <p>議会基本条例では、パブリックコメントについては意見提案手続きとしているため。</p>
---	--	--

<p>(3) 審議会等への参加</p> <p><u>市及び市議会</u>は、審議会等の委員を選任する場合には、可能な限り市民から公募するものとします。ただし、市民から公募しない場合には、その理由を明らかにしなければなりません。</p> <p>(市民参加条例)</p> <p>第20条 前2条に定めるもののほか、市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(協働の推進)</p> <p>第21条 市民等、<u>市及び市議会</u>は、地域課題を解決するために協働するとともに、そのための仕組みづくりに努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、地域課題を解決するための重要な役割を担い、それぞれの特性を活かしつつ、<u>市及び市議会等</u>との協働の推進に努めるものとします。</p> <p>(住民投票)</p>	<p>(3) 審議会等への参加</p> <p><u>市</u>は、審議会等の委員を選任する場合には、可能な限り市民から公募するものとします。ただし、市民から公募しない場合には、その理由を明らかにしなければなりません。</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める場合</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(協働の推進)</p> <p>第20条 市民等、<u>市</u>は、地域課題を解決するために協働するとともに、そのための仕組みづくりに努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、地域課題を解決するための重要な役割を担い、それぞれの特性を活かしつつ、<u>市等</u>との協働の推進に努めるものとします。</p> <p><u>3 市長その他執行機関は、協働の推進に当たっては、市民等に対して不利益な取り扱いをしてはならない。</u></p> <p>(住民投票)</p>	<p>参加の方法について、限定列举では、将来新たな参加の形式が取り入れられるようになった場合、条例による対応ができないため、(4)を追加して、多様な参加の方法を担保した。</p> <p>第18条第4項へ移動。</p> <p>行政の下請け的な意味で協働という言葉が利用される事に対する予防的条項として追加。</p>
--	--	--

<p><u>第22条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければなりません。</p> <p>(1) 年齢満18歳以上の本市の住民基本台帳及び外国人登録原票に記載されている者が、その総数の5分の1以上の者の連署をもって住民投票の請求を行ったとき。</p> <p>(2) 市議会が、出席議員の過半数の賛成により住民投票の実施を議決したとき。</p> <p>(3) 市長が、市政運営に関する特に重要な事項について、住民投票が必要であると判断したとき。</p> <p>2 市民等、<u>市及び市議会</u>は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p><u>第21条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければなりません。</p> <p>(1) 年齢満18歳以上の本市の住民基本台帳に記載されている者が、その総数の5分の1以上の者の連署をもって住民投票の請求を行ったとき。</p> <p>(2) 市議会が、出席議員の過半数の賛成により住民投票の実施を議決したとき。</p> <p>(3) 市長が、市政運営に関する特に重要な事項について、住民投票が必要であると判断したとき。</p> <p>2 市民等、<u>市</u>は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>外国籍市内在住者に対する住民投票の権利の付与は、まだ時期尚早と思われるため削除。</p>
<p>第8章 市政運営 (総合計画)</p> <p><u>第23条</u> <u>市</u>は、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、この条例に則して総合計画を策定し、実施に当たっては適切な進行管理を行わなければなりません。</p> <p>2 本市の政策は、総合計画に基づいて行われるものとします。</p> <p>3 <u>市</u>は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参加による取組みに</p>	<p>第8章 市政運営 (総合計画)</p> <p><u>第22条</u> <u>市長その他執行機関</u>は、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、この条例に則して総合計画を策定し、実施に当たっては適切な進行管理を行わなければなりません。</p> <p>2 本市の政策は、総合計画に基づいて行われるものとします。</p> <p>3 <u>市長その他執行機関</u>は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参</p>	

<p>努めなければなりません。</p> <p>4 <u>市</u>は、総合計画の進捗状況について毎年度、報告会を開催するなど、市民等にわかりやすく説明し、市民等の意見を聴取しなければなりません。</p> <p>(行財政運営)</p> <p><u>第24条</u> <u>市</u>は、総合計画、財政計画、行政評価等を踏まえて、予算を編成し、執行するとともに、健全な行財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 <u>市</u>は、予算、決算、財政計画等の財務に関する情報について毎年度、報告会を開催するなど、市民等にわかりやすく公表しなければなりません。</p> <p>3 <u>市</u>は、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立って、財政基盤の強化に努めるものとします。</p> <p>4 <u>市</u>は、行財政運営の効率化及び健全化を進めるために、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備を図らなければなりません。</p> <p>(政策法務)</p> <p><u>第25条</u> <u>市及び市議会</u>は、市民等のニーズ及び地域課題に対応するため、主体的かつ積極的に条例等の立案に取り組むとともに、法令等の自</p>	<p>加による取組みに努めなければなりません。</p> <p>4 <u>市長その他執行機関</u>は、総合計画の進捗状況について毎年度、報告会を開催するなど、市民等にわかりやすく説明し、市民等の意見を聴取しなければなりません。</p> <p>(行財政運営)</p> <p><u>第23条</u> <u>市長その他執行機関</u>は、総合計画、財政計画、行政評価等を踏まえて、予算を編成し、執行するとともに、健全な行財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 <u>市長その他執行機関</u>は、予算、決算、財政計画等の財務に関する情報について毎年度、報告会を開催するなど、市民等にわかりやすく公表しなければなりません。</p> <p>3 <u>市長その他執行機関</u>は、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立って、財政基盤の強化に努めるものとします。</p> <p>4 <u>市長その他執行機関</u>は、行財政運営の効率化及び健全化を進めるために、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備を図らなければなりません。</p> <p>(政策法務)</p> <p><u>第24条</u> <u>市</u>は、市民等のニーズ及び地域課題に対応するため、主体的かつ積極的に条例等の立案に取り組むとともに、法令等の自主的な解釈</p>	
--	--	--

<p>主的な解釈及び運用に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、自主的で質の高い政策を実現するため、政策法務を充実するための運営及び体制整備に努めるものとします。</p> <p>(行政評価)</p> <p><u>第26条</u> 市は、<u>効率的で効果的な</u>市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業について行政評価を実施し、その結果を市民等に公表するとともに市政に反映しなければなりません。</p> <p>2 市は、行政評価を行うに当たっては、市民等及び知識経験者の参加に努めるものとします。</p> <p>(行政手続)</p> <p><u>第27条</u> 市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、その適正化を図らなければなりません。</p> <p>(意見、苦情等への対応)</p> <p><u>第28条</u> 市は、市民等の市政に関する意見、苦情等に対して、公正かつ公平な立場で迅速に対応するため、体制の整備等に努めなければなりません。</p>	<p>及び運用に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、自主的で質の高い政策を実現するため、政策法務を充実するための運営及び体制整備に努めるものとします。</p> <p>(行政評価)</p> <p><u>第25条</u> <u>市長その他執行機関</u>は、<u>合理的で効果的な</u>市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業について行政評価を実施し、その結果を市民等に公表するとともに市政に反映しなければなりません。</p> <p>2 市は、行政評価を行うに当たっては、市民等及び知識経験者の参加に努めるものとします。</p> <p>(行政手続)</p> <p><u>第26条</u> <u>市長その他執行機関</u>は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、その適正化を図らなければなりません。</p> <p>(意見、苦情等への対応)</p> <p><u>第27条</u> 市は、市民等の市政に関する意見、苦情等に対して、公正かつ公平な立場で迅速に対応するため、体制の整備等に努めなければなりません。</p>	<p>効率的であることは重要であるが、効率性のみを優先して本来あるべき行政サービスが制限されることを懸念し、より誤解の生じにくい表現である合理的に変更。</p>
--	---	--

<p>(危機管理)</p> <p><u>第29条</u> 市は、市民等の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めなければなりません。</p> <p>2 市民等は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに市民等の相互の緊密な助け合いが行えるよう<u>日頃から連携</u>に努めるものとします。</p> <p>第9章 国、県、他自治体等との連携等 <u>(国及び県との連携等)</u></p> <p><u>第30条</u> 市は、<u>市民福祉の増進のため、国及び県との役割分担</u>を明確にして対等の立場で連携し、協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を行います。</p> <p><u>(近隣自治体等との連携等)</u></p> <p><u>第31条</u> 市は、<u>広域的な行政課題を解決するため、近隣自治体等と連携し、協力するよう努めます。</u></p> <p><u>(国際交流)</u></p> <p><u>第32条</u> 市民等、<u>市及び市議会</u>は、他国の都市</p>	<p>(危機管理)</p> <p><u>第28条</u> 市は、市民等の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じる<u>おそれ</u>がある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めなければなりません。</p> <p>2 市民等は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに市民等の相互の緊密な助け合いが行えるよう<u>連携</u>に努めるものとします。</p> <p>第9章 国、県、他自治体等との連携等 <u>(国及び県、他自治体等との連携等)</u></p> <p><u>第29条</u> 市は、<u>国及び県、他自治体等との役割分担</u>を明確にして対等の立場で連携し、協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案、協力を行います。</p> <p>2 <u>広域的な行政課題解決のため、近隣自治体等と連携、協力するよう努めるものとします。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(国際交流)</u></p> <p><u>第30条</u> 市民等、<u>市</u>は、他国の都市及び外国籍</p>	<p>緊急の事態等の発生時においては、相互の緊密な助け合いが必要であるが、「日頃から」の用語を加えることによって、市民等に対して日常的な危機管理体制を強いる表現となる可能性を生じさせる懸念があることから削除。</p> <p>原案の第30条と第31条は、あえて条文を分ける必要がないため、統合し、第31条の内容を第30条に書き加えた。また、統合に伴う字句の整理を行った。</p>
--	--	--

<p>及び外国籍市民との交流を通じて、相互の理解を深め、平和、人権、環境等の共通する諸課題の解決に取り組みます。</p> <p><u>第10章 基地対策</u> <u>(基地対策)</u></p> <p><u>第33条</u> 市民等、市及び市議会は、未来に向かって平和な社会を築くとともに、米軍所沢通信基地の全面返還が実現するよう努めるものとします。</p> <p><u>第11章 所沢市自治基本条例推進委員会</u></p> <p>(所沢市自治基本条例推進委員会の設置)</p> <p><u>第34条</u> 市長は、この条例の運用状況について調査及び検討に努めるとともに、この条例の実効性を確保するため、所沢市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、この条例の適切な運用及び見直しに関する事項について市長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら市長に対して提言することができます。</p> <p>3 市長は、諮問に対する委員会の答申を尊重するとともに、委員会から提言があった場合は、</p>	<p>市民との交流を通じて、相互の理解を深め、平和、人権、環境等の共通する諸課題の解決に取り組みます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第10章 所沢市自治基本条例推進委員会</u></p> <p>(所沢市自治基本条例推進委員会の設置)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、この条例の運用状況について調査及び検討に努めるとともに、この条例の実効性を確保するため、所沢市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、この条例の適切な運用及び見直しに関する事項について市長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら市長に対して提言することができます。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>前文において、所沢市平和都市宣言について言及していることから削除。</p> <p>推進委員会について、詳細を条例で規定することは他の条文とのバランスを失っているため、簡</p>
---	---	---

<p>この条例の見直し等実効性を確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとします。</p> <p>4 委員会は、市民等及び知識経験者による10人以内の委員をもって構成し、委員の数の過半数を市民等とします。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p> <p>附 則 この条例は、平成23年4月1日から施行します。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3</u> 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p> <p>附 則 この条例は、平成23年7月1日から施行します。</p>	<p>略化のため削除。</p> <p>仮に3月議会で可決した場合、3ヶ月程度の周知期間が必要となるため。</p>
--	---	--